

業種の区分に係る現状

1 労災保険の適用事業場・労働者数は、平成 23 年度末時点で約 259 万事業場、5,172 万人となっているが、業種の区分数は、平成 18 年度に通信業、卸売業・小売業、金融業等の 3 業種を「その他の各種事業」から分離・独立し、平成 22 年 1 月には「船舶所有者の事業」を新設し、55 に区分して、労災保険率を適用している。

産業の分類で、業種の区分数を見るに、林業で 1、漁業で 2、鉱業で 5、建設事業で 8、製造業で 25、運輸業で 4、電気等の事業で 1、船舶所有者の事業で 1、その他の事業で 8 となっている。

2 業種の区分は、

- ①労働災害防止のインセンティブを有効に機能させるという観点から、作業様や労働災害の種類の類似性、労働災害の発生頻度や重篤度、業界団体の組織や取組の状況
- ②保険集団としての規模が大きくなるほど、収支が安定するので、保険財政の観点から、保険集団としての規模の状況
- ③どのような保険集団を一つのまとまりとするかという保険技術上の観点から、日本標準産業分類に基づく分類の改定の状況等を勘案して、産業構造の変化に応じて見直している。

3 平成 18 年度における業種の区分の見直しは、

- ①産業構造の変化によって、保険規模の大小の差が著しかったこと
- ②業種の区分は、労働災害の発生率の高い製造業、建設業等では細分化されているが、サービス業を中心とする第 3 次産業では比較的大括りとなっていたこと
- ③「その他の各種事業」では、適用事業場数が半数以上を、適用労働者数が 6 割を占めていたこと

から、次の見直しの基準により行っている。

- ①事務従事者割合の比較的高い業種を分離すること
- ②災害率、保険集団としての規模等を考慮すること
- ③日本標準産業分類（大分類）に対応すること

なお、「その他の各種事業」から以上のとおり、3 業種を分離・独立したが、それら 3 業種の各労災保険率は、平成 24 年度以降の「その他の各種事業」と比較して、±0.5/1,000 の差しかない。

4 平成 18 年度以降においても、「その他の各種事業」のように、平成 23 年度末時点で適用事業場・労働者数が、82.5 万事業場・1,842 人と大きな保険

集団も存在している。

5 平成 19 年度末から平成 23 年度末までの 5 年間に、適用事業場数は全産業で 1 万事業場減少している。

その変化の特徴は、「その他の各種事業」で 4.1 万事業場が増加し、製造業で 4.7 万事業場、建設事業で 2.4 万事業場が減少したことである。

一方、適用労働者数は、同 5 年間に全産業で 158 万人増加している。

6 新規受給者数(平成 23 年度)は、全産業で 54.5 万人であり、

新規受給者数が多い順(上位 5 位)では、

「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」が 13.4 万人、「その他の各種事業」が 12.7 万人、「建築事業」が 4.2 万人、「貨物取扱事業」が 3.2 万人、「食料品製造業」が 2.5 万人

新規受給者数が少ない順(下位 5 位)では、

「原油又は天然ガス鉱業」が 16 人、「石灰石鉱業又はドロマイド鉱業」50 人、「鉄道又は軌道新設事業」が 87 人、「たばこ等製造業」が 241 人、「陶磁器製品製造業」256 人となっている。

7 労災保険財政検討会(以下「前回検討会」という。)の最終報告では、

①保険集団が小さいと、保険を安定的に運営することが難しいこと

②小さい保険集団を安定的に運営するための理論として、信頼性理論では、事故件数が最低 1,000 件必要であること

が報告されている。

同報告に基づき、年間(平成 23 年度)の新規受給者が 1,000 人未満の業種の区分を見ると、「原油又は天然ガス鉱業」(16 人)など、20 の業種の区分となっている。

8 業種の区分の平均的な保険規模を、

全産業の適用事業場又は適用労働者数／55(全業種の区分数)とすると、

全産業の適用事業場数 $2,588,607 \div 55 = 47,065$ 事業場

全産業の適用労働者数 $51,718,059 \div 55 = 940,328$ 人

となる。

平均的な保険規模よりも大きな業種の区分数は、適用事業場数では 6、適用労働者数では 9 となっている。

9 最近では、平成 10 年度に「金属又は非金属鉱業」と「石炭鉱業」を、平成 15 年度に「木材伐出業」と「その他林業」の業種の区分を統合している。